

掛川市告示第3号

景観計画の一部を変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年1月20日

掛川市長 松井三郎

1 変更する景観計画の名称

掛川市景観計画（平成23年1月1日施行）

2 変更の概要

景観形成重点地区（遠州横須賀街道沿道地区）の指定

3 効力の発生する日

平成26年4月1日

4 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課

掛川市長谷一丁目1番地の1